

研究費の不正使用にかかる調査結果概要

平成30年7月6日

国立長寿医療研究センター

1 経緯

元独立行政法人日本学術振興会特別研究員の宮本嘉明氏が、平成18年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（以下、「科研費」という。）において、A社に預け金を行い不正使用したとの通報が平成23年11月16日に匿名であった。

通報を受けて、独立行政法人国立長寿医療研究センター研究活動不正行為取扱規程（以下、「センター規程」という。）第3条に基づき、委員6名で構成された研究活動規範委員会（企画戦略室長、研究所長、病院長、科学研究における行動規範について専門的知識を有する外部委員1名、弁護士1名、公認会計士1名で構成）は、当該研究課題について予備的調査を実施することとなった。

予備的調査の結果、取引業者であるB社から預け金を行っていた旨の報告があり、本格的な調査が必要であると判断したため、平成23年12月8日に本調査の実施を決定し、センター規程第9条第5項により、委員5名で構成された調査委員会で調査を実施した。

2 調査

（1）研究活動規範委員会による予備的調査

①調査期間：平成23年11月16日～平成23年12月7日

②調査対象：被告発者、本告発のあった科研費に関する取引先

③調査方法：ア、取引先に対する書面調査

取引先へ事実確認のための実績照会を実施。

イ、異動先に対する書面調査

異動先へ事実確認のための実績照会を実施

ウ、被告発者に対する書面調査

被告発者へ事実確認のため文書による事情聴取を実施

（2）調査委員会による調査

①調査体制

調査実施者：センター規程第9条第5項により、委員5名で構成された調査委員会で調査。

委員氏名・所属

水谷博之 弁護士（田島・水谷法律事務所）

高橋利忠 あいち健康の森科学総合センター顧問

佐藤亮達 公認会計士（佐藤亮達公認会計士事務所）

柳澤勝彦 国立長寿医療研究センター認知症先進医療開発センター長

加知輝彦 国立長寿医療研究センター副院長

②調査期間：平成23年12月8日～平成24年3月13日

③調査内容

調査対象：

対象期間…平成18年度～平成22年度

※国立長寿医療研究センター文書管理規程に定める証拠書類の保存期間が5年間であることから、調査対象期間を過去5カ年分とした。

対象者…対象期間に公的研究費を受給していた者

対象経費…対象者が関わった全ての研究費

調査方法：ア、関係書類及び現物確認調査

調査対象者の執行関係書類を確認

調査対象者が購入した物品を確認

イ、関係職員の聞き取り調査

関係研究職員、事務職員等に対して聞き取りを実施

調査委員会の開催日時・内容等：

平成24年1月27日 第1回調査委員会

今後の調査方針を確認

平成24年2月14日 第2回調査委員会

関係教職員へのヒアリングを実施

平成24年3月13日 研究活動規範委員会に報告

3 調査結果

(1) 不正使用の態様

預け金

(2) 不正に関与した研究者

宮本 嘉明（現職は富山大学薬学部准教授）

平成16年4月1日～平成18年10月31日

日本学術振興会特別研究員・受入機関：国立長寿医療研究センター

（内平成17年4月1日～平成18年10月20日米国に渡航）

平成18年11月1日～平成22年3月31日

昭和薬科大学 助手

(3) 不正使用が行われた研究課題

研究種目名	研究期間	課題番号		
特別研究員奨励費	平成16年度～平成18年度	16・2133		
研究課題名：老化におけるシナプス可塑性と空間記憶の細胞および分子メカニズム				
研究代表者氏名（所属・職）：宮本 嘉明 （独立行政法人日本学術振興会特別研究員（現職は富山大学薬学部准教授））				
研究者番号：20449101				
交付決定額（単位：円）				
平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成 年度	平成 年度
1,200,000	1,000,000	1,000,000		
研究組織（研究分担者氏名（所属・職・研究者番号））：				

(4) 調査を踏まえた機関としての結論

宮本氏は、当初、A社及びB社から研究用物品を購入し、米国の大学の研究室に私費着払いで送らせ実験に使用したと説明をしたが、B社から提出された預け金の事実を示す関係書類を提示して説明を求めたところ、平成18年10月初めに宮本氏がB社に架空の発注を行い、181,307円の預け金を行った事実を認めた。このため、調査委員会は、181,307円を不正使用額と認定した。

また、宮本氏はA社の件については否認したが、当センターから支払われた493,647円は、昭和薬科大学及び宮本氏への聴取において預け金を使用した形跡は確認されなかったが、購入したとする実験機材等は、帰国前に米国内の神経学会（平成18年10月14日～平成18年10月17日）に参加するなど多忙を極めており、実質一ヶ月くらいの期間しかない時期に、実験の基本的なものをA社に送らせたと言っており、送り状や受領書も提出されないなど明らかな説明がなされず、不正行為を裏付ける架空伝票の信憑性は高く当センターから支払った金額である493,647円を不正使用額と認定した。いずれの不正使用も、客観的な証拠がないため私的流用があったとまでは判断できなかった。

(5) 不正使用された補助金の額

平成18年度(内訳)

(単位：円)

費目	交付決定額	実績報告額	適正使用額	不正使用額
直接経費	1,000,000	1,000,000	325,046	674,954
(内訳)物品費	—	674,954	0	674,954
旅費	—	322,841	322,841	0
謝金等	—	0	0	0
その他	—	2,205	2,205	0
間接経費	0	0	0	0

4 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の科研費の管理・監査体制

不正使用が行われた当時の研究費は機関管理が行われていたが、物品等の発注及び検収は研究者が行っていた。また、検収時の押印ルールの定めはなく、納品請求後の支払日のルールの定めもなかった。

監査体制については、専任で監査する部署はなかった。

(2) 発生要因

研究用物品の検収に係る事務処理体制の整備が十分でなかったことに加え、研究者の規則に対する遵守意識及び公的研究費であるという認識の欠如が発生要因と考えられる。

(3) 再発防止策

「公的研究費の管理・監査のガイドライン」(平成19年2月—文部科学大臣決定)に基づき、平成22年4月に監査室の設置による監査及びモニタリング体制の強化をし、不正防止計画及び公的研究費使用ハンドブックを作成し、研究者及び管理・運用、研究活動に関わる職員に対し、年に1回は説明会を開催しルールの周知徹底を図っている。

また、平成23年5月、当センターの研究費等の不正使用防止対策として、発注は財務会

計課事務担当者が行い、検収は発注者以外の者が行うため「物品検収センター」を設置し、研究費で購入する全ての研究用物品について財務経理課の検収担当職員が検収する体制を整備し、納品書に検収担当職員の検収印のないものは支払われないものとした。

これらの再発防止対策により、研究者及び管理・運用、研究活動に関わる職員に対し公的研究費使用に関するルールの周知徹底が図られ、平成22年4月以降は、このような事案は確認されていない。